

岩手県監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月6日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸浩
岩手県監査委員 五味 克仁
岩手県監査委員 中野 玲子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

| 監査対象機関 | 監査の実施内容 | 監査の着眼点 |
|------------|---|--|
| 沿岸広域振興局土木部 | 監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。 | 収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。 |

2 監査の結果 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- （1） 収入支出事務の執行に当たり、不適切な事務処理が繰り返し発生しており内部けん制機能が十分に働いていない状況にあることから、組織的なチェック体制を構築し、適正な事務の執行に努められたい。
- （2） 道路占用料、河川占用料及び港湾施設占用料の徴収に当たり、債権管理が不適当な収入未済額が17件、10,115,593円あったので、収入未済金の発生防止及びその回収に向けた対策を講じる等、債権の適正な管理に努められたい。

なお、これまでの監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。